

国民健康保険税

最終納期限：3月1日月

期限内の納付にご協力ください

納期限を過ぎてしまうと、コンビニで納付することはできません。

また、納付が遅れると、納付するまでの日数に応じて、延滞金が増加されます。期限内の納付にご協力をお願いします。

納付の相談はお早めに

納付が遅れている場合はお早めにご相談ください。次の年度に持ち越すと、ますます納付が困難になります。ご相談の際は、納付が遅れている事情が分かる書類などをお持ちください。

安心・便利な口座振替をお勧めします

口座振替は、一度手続きを行うと、その後は銀行口座から自動的に引き落としされるため、納付の手間がなく納め忘れがありません。

市役所税務課および市内金融機関窓口へ備え付けの口座振替依頼書を金融機関窓口へ提出いただくほか、インターネットからも申込手続き（Web 口座振替受付サービス）ができます。

Web 口座振替受付サービスの詳細は、右のQRコードから市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

☎ 税務課 収納管理室 ☎ 30-0215

年金から天引きされている方は 国民健康保険税が仮徴収されます

令和2年度国民健康保険税が年金天引き（特別徴収）されている方は、令和3年度国民健康保険税が仮徴収されます。仮徴収は、4月・6月・8月に年金から天引きされ、徴収額は令和3年2月の年金天引きと同額です。

本徴収の額は、7月本算定時に確定します。年税額から仮徴収税額を差し引いた額が、10月以降の本徴収の納期に振り分けされます（仮徴収で年税額より多く支払っている方は還付されます）。

令和3年度納付月						
支払い月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
特別徴収	○		○		○	
普通徴収				●	●	●
支払い月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	●		●		●	
普通徴収	●	●	●	●	●	

○仮徴収 ●本徴収

☎ 税務課 課税班 ☎ 30-0213

国民健康保険税の滞納が続いた場合

納期限後も納めずにいると…

有効期間が1年間の被保険者証に代わり、有効期間が通常より短い**短期被保険者証**が交付されます。



納期限から1年を過ぎると…

短期被保険者証を返還していただきます。代わりに、**資格証明書**が交付され、病院や薬局などの窓口で、医療費を一度全額自己負担（通常の3倍）していただくこととなります。支払った医療費の一部は後で給付されますが、申請手続きが必要です。

年金天引きから口座振替への変更

国民健康保険税の徴収方法を年金天引き（特別徴収）から口座振替（普通徴収）に変更することができます。希望される方は、税務課課税班へお申し込みください。

なお、変更後に要件を満たさなくなった場合は、再び年金天引きに変更させていただくことがありますので、ご了承ください。

普通徴収への切り替え要件

- ① 今後の納付方法を**口座振替にされる方**
 - ② 過去2年間において国民健康保険税の未納がない方
- ※上記①②の両方を満たす必要があります。

申請に必要なもの

- ① 被保険者証 ② 認め印
- ③ 口座振替を申し込んでいない方は口座振替申し込み後の申請となります。ご利用になる金融機関へ「口座振替依頼書」を提出し、その口座振替依頼書の本人控え（金融機関の受付印のあるもの）をお持ちください。

高齢者の除排雪を支援 高齢者等除排雪支援事業補助金

高齢者の冬期間の安全確保と不安解消を図るため、雪下ろしや除排雪にかかる費用を助成します。

▶対象世帯 次のすべてに該当する世帯

- ① 家族・親族などによる支援がない
- ② 70歳以上の高齢者のみ（1級または2級の身体障がい者含む）
- ③ 市税などを滞納していない

▶助成対象作業 対象世帯が現に居住する1戸建の持ち家で、3月20日☎までに次の作業を業者などに実施してもらった場合

- ① 敷地内にたまった雪の除排雪作業
- ② 家屋の屋根の雪下ろし作業

※日常的な敷地内の除雪作業は対象外です。

※借家・アパート、小屋、空き家（冬期間不在含む）は対象外です。

第7次鹿角市総合計画 前期基本計画 第2期鹿角市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ご意見を募集

市の最上位計画である「第7次鹿角市総合計画 前期基本計画」と、地方創生を目指す「第2期鹿角市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画（案）について、市民の皆さんのご意見を募集します。

▶計画名称 第7次鹿角市総合計画 前期基本計画、第2期鹿角市まち・ひと・しごと創生総合戦略

▶募集期間 2月17日☎ 17時15分まで

▶関係資料 政策企画課総合戦略室と市ホームページで公表しています。

▶提出方法 所定の様式により、郵送、FAX、電子メールにて政策企画課総合戦略室まで提出ください。

※電話などによる口頭でのご意見は受け付けません。

▶意見の公表 住所、氏名、個人または法人などの権利利益を害するおそれのある情報を除き、公表します。

☎ 政策企画課 総合戦略室 ☎ 30-0201

FAX : 30-1122

E-mail : kikaku@city.kazuno.lg.jp



市ホームページ

▶助成額 1回の除雪作業に要した費用の1/2
※複数回分の作業をまとめて申請することはできません。

対象	助成回数
市民税非課税世帯	2回まで (上限：1回2万円)
市民税課税世帯	2回まで (上限：1回1万円)

▶申請書類

- ① 補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 作業前と作業後の写真
- ③ 領収書の写し
- ④ 印鑑

▶申請書提出先 あんしん長寿課または各支所

▶申請期限 3月24日☎

雪下ろしや除排雪作業の実施業者をお探しの方は、下記までお問い合わせください。

鹿角建設技能組合 ☎ 23-6171
鹿角十和田建設技能組合 ☎ 35-4804
鹿角建設業協会 ☎ 23-7511

※状況により希望日に作業できない場合があります。
※詳しくはお問い合わせください。

☎ あんしん長寿課 高齢者支援班 ☎ 30-0234

広報かづの・市ホームページ 掲載広告を募集

令和3年度の「広報かづの」「市ホームページ」掲載広告を募集します。申込多数の場合は抽選により決定します。

▶募集内容および掲載料

広報かづの (4枠)	1万5千円 (1回)
市ホームページ	5千円 (1カ月)

※掲載期間による割引があります。

▶申込方法 政策企画課に備え付けの申込書（市ホームページからもダウンロード可）に必要事項を記入の上、下記を提出してください。

- ① 広告掲載申込書
- ② 広告図案（パソコンで作成し印刷したもの。手書きでも構いません。バナーの場合は完全データを提出）
- ※掲載決定後の完全データ作成費用は広告主負担
- ③ 会社概要などの資料（会社のパンフレットなど業種が分かるもの）

▶受付期間 2月19日☎まで

☎ 政策企画課 政策推進班 ☎ 30-0205



市ホームページ